

岩手県告示第369号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年4月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社丸高架設
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市平笠第19地割154番地
 - ウ 代表者の氏名 高橋幸子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8179号
 - (3) 処分の内容 ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年4月16日付けでほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年4月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 宏和設備
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字宇津野沢73番地2
 - ウ 代表者の氏名 戸田宏樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第90043号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年3月22日付けで大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。